地方公務員法及び地方自治法の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関す

る条例をここに公布する。

平成三十一年三月八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県条例第三号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 **ഗ**

整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

一条 職員の給与に関する条例 (昭和二十六年広島県条例第二十二号) の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中 「職員」の下 に 「(同法第二十二条の二第一項各号に掲げる職員を除 以

下同じ。)」を加える。

第二十条中「及び非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時 間勤務職員を

除く。)」を削る。

附則第五項中「企業職員」の下に 「(地方公務員法第二十二条の二第一項各号

る職員を除く。)及び同法第二十二条の二第一項各号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 (昭和二十六年広島県条例第二

十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

については、 法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用 同項中「三年をこえない」とあるのは、 「法第二十二条の二第一 項及び

第二項の規定に基づき任命権者が定める任用期間の」とする。

(職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第三条 職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例 (昭和二十六年広島県条例第二十

六号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 給与等に関する特別措置条例 規定により教職調整額を支給される職員にあ については、 を加算した額) 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対する前項の 同項中「給料の月額 とあるのは、 (昭和四十六年広島県条例第六十七号)第三条第一項の 報酬 (県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の (短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用 いつては、 給料の月額に教職調整額の 対規定の 適用

規定する報酬を除く。 弁償に関する条例 (平成三十一年広島県条例第一号) 0) 額」とする。 第四条第三項から第五項までに

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第四条 うに改正する。 職員の 旅費に関する条例 (昭和二十八年広島県条例第二十三号) 0 __ 部を次 0 ょ

第一条中 「職員」の下に \neg (同法第二十二条の二第一 項各号に掲げる職員を除 以

同じ。)」を加える。

員を除く。 附則第五項中「職員」の を加える。 下に (地方公務員法第二十二条の二第一項各号に掲げる

(職員団体のため の職員の行為の 制限の 特例に関する条例の 一部改正)

第五条 例第三十五号) 職員団体の \mathcal{O} ための職員の行為の制限の特例に関する条例 一部を次のように改正する。 (昭和四十一年広島県条

条例 第四項まで」の下に「並びに短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 任命権者が定める年次有給休暇の 第二条第三号中 (平成三十一年広島県条例第一号)第十条第一項、第二項及び第四項」を加える。 「期間」 の下に 期間」 「及び勤務時間等条例第十七条第二項 を加え、 同条第四号中「第二十一条第一 の規定に基づき 項から 関する

第六条 特別職の 職員等の給与、 旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和五十年広島県条例

旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

(特別職の職員等の給与、

第三十八号) \mathcal{O} 一部を次 \mathcal{O} ように改正する。

掲げる職員」 第二条第二項第三号中 を加える。 「占める職員」 の 下 に 「及び 同法第二十二条の二第一 項各号に

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 0 一部改正)

第七条 三年広島県条例第三号) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 の一部を次のように改正する。 (昭和六十

「条件付採用」 第二条第二項第三号中 に改める。 「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、 「条件附採用」 を

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

八条 うに改正する。 職員の育児休業等に関する条例 (平成四年広島県条例第十八号) の — 部を次 のよ

第九条中「第十三条第二項」を 「第十四条第一項及び第二項」 に改める

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「正規の勤務時間」 を「勤務時間等条例第七条第一項に規定する正

二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務 短時間勤 て定め 0 を占める職員及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する 勤務時間 5 務職員を除 れた勤務時間) (非常勤職員 以下この条において同じ。 \sqsubseteq (地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十 に改め、 同条に次 の一項を加え にあっ ては、 る。 当該非常勤職員に 八 、条の六 \mathcal{O} 0

3 囲内 うも か いて定めら つ、 非常勤職員に対する部分休業の承認については、 のとする。 (人事委員会規則で定める非常勤職員にあっては、 二時間から ?れた一日当たりの勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範 人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲 一日に 当該時間を超えない範囲内で つき、 当該非常勤 内) 職員に で行

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(部分休業をすることができない職員)

第十三条 職員とする。 育児休業法第十九条第一 項の条例で定める職員 は、 人事委員会規則で定め る

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第九条 次のように改正する。 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 (平成七年広島県条例第五号) \mathcal{O} _ 部

第十七条を次のように改める。

(短時間勤務会計年度任用職員等の勤務時間等及び休暇)

条から第十条までの規定にかかわらず、 計年度任用職員をいう。 者が定める。 弁償に関する条例 七条 短時間勤務会計年度任用職員 (平成三十一年広島県条例第 以下 同じ。 \smile \mathcal{O} (短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用 勤務時間及び休日に関し必要な事項は 人事委員会規則の定める基準に従い、 号 第一条に規定する短時間勤務会 任命権 第二

2 項は、 年次有給休暇、 第十一条から前条までの 人事委員会規則の 特別 休暇、 定める基準に従い、 規定にかかわらず、 介護休暇及び介護時間とし、 任命権者が定め 短時間勤務会計年度任用職員 これらの る。 休暇に関し 必要な事 の休暇は

3

計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第九条第三項の 権者が定める無給休暇に限る。 につき同条例第五条第二項第一号に規定する勤務一時間当たりの報酬額を、 報酬を日 前項に規定する休暇 額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しな いのうち、 特別休暇 介護休暇及び介護時間に (人事委員会規則 の定める基準に従 0 V 規定にかか ては、 短 時 1 わ 報酬を月 間勤務会 らず、 時間 任命

務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき同項第三号に規定する勤 項第二号に規定する勤務一時間当たりの報酬額を、 額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない 一時間当た りの 報酬額をそれぞれ減額する。 報酬を時間額で支給する短時間勤 一時間につき同

4 事委員会の定める基準に従い、 第十一条から前条までの規定にかかわらず、 任命権者が定める。 臨時的に任用される職員の 休 暇 は、 人

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十条 の一部を次のように改正する。 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号

に改める。 第三号中 第二条第一項第二号中 「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、 「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改 「条件附採用」を「条件付採用」 め、 同条第二項

(広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 0) 一部改正)

第十一条 広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成十七年広島県条例第

号)の一部を次のように改正する。

を加える。 第三条中 「占める職員」の下に「及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職

(広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部改正)

第十二条 例第三十八号) 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を次のように改正する。 (平成二十年広島県条

第三条に次の一項を加える。

3 時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条 二十二条の二第一項第一号の規定により採用された病院事業職員の給与の基準は、 例第一号) 第一項の規定にかかわらず、 の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員の例による。 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号)

加える。 「及び同法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用の職を占めるもの」を 第九条中 「及び地方公務員法」を「、 地方公務員法」 に改め、 「占めるも Ď の 下

(市町立学校職員の給与、 勤務時間その 他の勤務条件に関する条例の 一部改正

第十三条 年広島県条例第四十九号) 市町立学校職員の給与、 の一部を次の 勤務時 ように改正する。 間その他の勤務条件に関する条例 (昭和二十八

第十条の二の次に次の二条を加える。

(短時間勤務会計年度任用職員についての適用除外)

第十条の三 号に掲げる職員 (多学年学級担当手当に相当する報酬 第三条から第十条までの規定は、 (以 下 「短時間勤務会計年度任用職員」という。 地方公務員法第二十二条の二第一 には適用しない。 項第一

2 第十条の四)第四条第一項の規定により決定された基本報酬の額をいう。 当手当の支給を受ける職員の例により、 十一年広島県条例第一号。 本報酬の額 前項の多学年学級担当手当に相当する報酬は、 短時間勤務会計年度任用職員には、 (短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 以下「短時間勤務会計年度任用職員の給与等条例」という。 当該多学年学級担当手当に相当する報酬を基 第六条第一項に規定する多学年学級 短時間勤務会計年度任用職員の給与 に加えて支給する。 (平成三

(警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

等条例第四条第五項の特殊勤務手当に相当する報酬とみなす。

第十四条 第四十号) 警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例 の一部を次のように改正する。 (昭和二十九年広島県条例

える。 第一条中 「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。

第三条に次の一項を加える。

同項中 する。 第一号) 間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に関する前項の規定の適用につ 「一年」とあるのは「六月」と、 第四条第三項から第五項までに規定する報酬を除く。 「給料の十分の二」とあるの (平成三十一 の額 0 は 十分の一」と 年広島県条例 酬 いては (短時

第四条に次の一項を加える。

4 は、 法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に関する第一 同項中 「一年」とあるのは、 「六月」とする 項の規定の適用につい て

射 則

」の条例は、平成三十二年四月一日から施行する。